

京地裁総第 800 号

令和 6 年 11 月 21 日

山 中 理 司 様

京都地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

5 月 17 日付け（同月 20 日受付）で申出があり、6 月 3 日付けで補正されました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成 27 年度京都地方裁判所事務分配等規程（平成 27 年 4 月当時のもの）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話 075-257-9128